

2 食物アレルギー対応における各担当の役割

2-1 教育委員会

学校における食物アレルギー対応検討会議の設置と基本方針を策定する。

(1) 学校教育課

- ア 学校における食物アレルギーを有する児童生徒の状況把握をする。
- イ 医療機関(医師会)及び消防機関との連携体制を整える。
- ウ 研修会の実施及び研修機会を確保する。
- エ 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援を行う。
- オ すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバックを行う。
- カ 専門的に相談できる体制を構築する。
- キ 学校給食課との連携を図る。
- ク 学校食物アレルギー対応検討会議の庶務を行う。

(2) 学校給食課・学校給食センター

- ア 学校における食物アレルギーを有する児童生徒の状況把握をする。
- イ 必要に応じ個別面談の参加、学校に必要な指導助言を行う。
- ウ 学校給食における施設・設備等の安全面・衛生面に関する管理を行う。
- エ 給食関係職員への研修会の実施及び研修機会を確保する。
- オ 学校給食における事故及びヒヤリハット事例の情報を共有する。
- カ 学校教育課との連携を図る。



2-2 各小中学校

(1)校長

- ア 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。
- イ 食物アレルギー対応委員会を設置する。
- ウ 関係各課と学校との連携を図る。

(2)保健主事

- ア 食物アレルギー対応委員会を開催する。
- イ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

(3)食育主任

【小学校:自校給食】

- ア 栄養教諭及び学校栄養職員と連携を図る。

【中学校:センター給食】

- イ 学校給食課・学校給食センターと学校との連絡調整を行う。
- ウ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、必要書類の作成・提出を行う。

(4)教職員

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- イ 緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ウ 学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

(5)学級担任・学年主任

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- イ 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ウ 給食時間は、決められた確認作業(指差し声出し)を確実にを行い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- エ 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残しの把握に努める。
- オ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行う。
- カ 他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- キ 学校給食以外で配慮が必要となる場合はその担当職員と連携を図る。

(6)養護教諭

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等(応急処置の

方法や連絡先の確認等)を立案する。

- イ 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ウ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- エ 主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

(7)栄養教諭及び学校栄養職員

【小学校:自校給食】

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。
- イ 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ウ 安全な給食提供環境を構築する。
- エ マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
- オ 小学校における学校給食献立の資料を提供する。
- カ 学校給食課との連絡調整を行う。

【中学校:センター給食】

- キ 中学校における食物アレルギーを有する生徒の実態を把握する。
- ク 必要に応じ個別面談の参加、学校に必要な指導を行う。
- ケ 中学校における学校給食献立の資料を提供する。
- コ 学校給食課と学校との連絡調整を行う。

(8)調理員

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- イ 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。
- ウ 必要に応じ個別面談に参加する。

(9)食物アレルギー対応委員会

- ア 【目的】 食物アレルギーを有する児童生徒の対応について学校給食及び学校生活全般における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、より安全な学校生活を目指す。
 - イ 【出席者】 校長又は教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭等、食育担当教諭、可能であれば学級担任・学年主任等(必要に応じ、教育委員会担当者、学校医・主治医)
 - ウ 【開催】 校長は委員会を開催する。
 - エ 【検討事項】 ① 学校全体の食物アレルギー対応児童生徒人数とその対応の把握
② 給食・調理実習・体験学習など学校生活全般での対応方法の検討
- ※ 参照「文部科学省『学校給食における食物アレルギー対応指針』(p.4～5、12～14)」